

# 監査調書兼自主点検表

## 養護老人ホーム

法人名	
施設名	

### 盛岡市保健福祉部地域福祉課

※ 記載要領

- 1 各項目について、施設運営の状況を内部点検した上で、評価欄は適否どちらか一方に○印を記載し、特記事項・留意事項欄は内容を記載のこと。
- 2 該当しない項目については、横線を引き、抹消してください。
- 3 「否」の場合は、備考欄にその概要等を記載願います。

※ 根拠法令

- 1 昭41厚令19……養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)
- 2 平12老発307……養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成12年老発第307号老人保健福祉局長通知)
- 3 養護条例……盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例(平成24年条例第59号)

基準等の内容	評価	対象書類	特記事項・留意事項	「否」の場合の備考欄	根拠法令	根拠条例
<b>第1 基本方針</b>						
(1) 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものとなっているか。	適・否	定款 運営規程	・事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっているか。 ・運営規程、パンフレット、その他入所者に対する説明文書は、法令規則等に違反した内容となっていないか。		昭41厚令19第2条第1項	養護条例第2条第1項
(2) 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めているか。	適・否				昭41厚令19第2条第2項	養護条例第2条第2項
(3) 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否				昭41厚令19第2条第3項	養護条例第2条第3項
<b>第2 入退所</b>						
(1) 入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。	適・否	入所者に関する書類			昭41厚令19第14条第1項	養護条例第14条第1項
(2) 入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しているか。	適・否	入所者に関する書類			昭41厚令19第14条第2項	養護条例第14条第2項
(3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の要望、その者が退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行っているか。	適・否	相談・助言・紹介等の記録	・退所に際して本人又は家族等に対し在宅における自立した日常生活に資する助言や指導等、必要な援助を行っているか。		昭41厚令19第14条第3項	養護条例第14条第3項
(4) 入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否	入所者に関する書類 情報提供の記録	・退所した入所者が自立した生活を継続するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、主任生活相談員及び生活相談員が中心となって、退所後の主治の医師及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と連携を図り、継続的な支援を行う体制づくりに努めているか。		昭41厚令19第14条第4項	養護条例第14条第4項

基準等の内容	評価	対象書類	特記事項・留意事項	「否」の場合の備考欄	根拠法令	根拠条例
<b>第3 処遇の方針</b>						
(1) 入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、指導及び訓練その他の援助等の処遇を適切に行っているか。	適・否	入所者に関する書類 処遇に関する日誌			昭41厚令19第16条第1項	養護条例第16条第1項
(2) 処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。	適・否	処遇計画書			昭41厚令19第16条第2項	養護条例第16条第2項
(3) 処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇において必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	適・否	処遇計画書	・処遇上必要な事項とは、処遇計画の目標及び内容並びに行事及び日課等も含むものである。		昭41厚令19第16条第3項	養護条例第16条第3項
(4) 入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行っていないか。	適・否	処遇に関する日誌 身体拘束に関する記録	・身体的拘束の必要性の検討を行い、その記録を作成しているか。		昭41厚令19第16条第4項	養護条例第16条第4項
(5) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しているか。	適・否	身体拘束に関する記録	・記録してある理由は、妥当なものであるか。  <身体拘束禁止の対象となる具体的行為> ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行為を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。		昭41厚令19第16条第5項	養護条例第16条第5項

基準等の内容	評価	対象書類	特記事項・留意事項	「否」の場合の備考欄	根拠法令	根拠条例
<p>(6) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 身体的拘束適正化検討委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>② 身体的拘束等適正化のための指針を整備しているか。また、項目に不足はないか。</p> <p>③ 指針に基づいた研修プログラムを作成し、支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施し、その内容について記録しているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>委員会議事録</p> <p>指針</p> <p>研修の記録</p>	<p style="text-align: center;"><u>こちらもチェック願います↓</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会は、施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、生活相談員など、幅広い職種により構成されているか。 <input type="checkbox"/></li> <li>・ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にし、専任の適正化対応策を担当する者を決めているか。 <input type="checkbox"/></li> <li>・ 報告、改善のための方策を定め、施設全体で情報共有しているか。具体的内容は、次のとおり <input type="checkbox"/></li> </ul> <p>①身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。  ②従業者は、拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録し、様式に従い、報告すること。  ③検討委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。  ④発生時の状況等を分析し、発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。  ⑤報告された事例、分析結果を従業者に周知徹底すること。  ⑥適正化策を講じた後に、その結果について評価すること。</p> <p>●前年度以降の委員会の開催状況を記載してください。</p> <p>① 年 月 日  ② 年 月 日  ③ 年 月 日  ④ 年 月 日  ⑤ 年 月 日  ⑥ 年 月 日</p> <p>〈指針に盛り込む項目〉 <u>こちらもチェック願います↓</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 <input type="checkbox"/></li> <li>②身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 <input type="checkbox"/></li> <li>③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 <input type="checkbox"/></li> <li>④施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 <input type="checkbox"/></li> <li>⑤身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 <input type="checkbox"/></li> <li>⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 <input type="checkbox"/></li> <li>⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 <input type="checkbox"/></li> </ul> <p>●前年度以降の研修の実施状況を記載してください。</p> <p>① 年 月 日  ② 年 月 日  ③ 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>こちらもチェック願います↓</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年2回以上とは別に、新規採用時においても研修を実施し、実施内容について記録しているか。 <input type="checkbox"/></li> </ul>		<p>昭41厚令19第16条第6項 平12老発307第5の3(6)</p>	<p>養護条例第16条第6項</p>

基準等の内容	評価	対象書類	特記事項・留意事項	「否」の場合の備考欄	根拠法令	根拠条例
<b>第4 処遇計画の作成</b>						
(1) 施設長は、生活相談員（特定施設入居者生活介護の利用者の場合は介護支援専門員）に処遇計画の作成に関する業務を担当させているか。	適・否	職務分担表 運営規程			昭41厚令19第15条第1項	養護条例第15条第1項
(2) 処遇計画は入所者の心身の状況、その置かれている環境、入所者及びその家族の要望等を勘案し、他の職員と協議の上、作成しているか。	適・否	入所者に関する書類 入所者の能力、環境等を評価した書類 処遇計画書	・入所者が居宅介護支援事業者所のサービスを利用している場合はそのサービス内容に留意して作成しているか。  ・定期的ADL調査結果等の反映状況 有・無		昭41厚令19第15条第2項	養護条例第15条第2項
(3) 処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行っているか。	適・否	処遇計画書 ケース会議記録	ケース会議の運営状況 構成メンバー ( )		昭41厚令19第15条第3項	養護条例第15条第3項
<b>第5 食事</b>						
(1) 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われているか。	適・否	献立表 嗜好に関する調査 残食(菜)の記録	・入所者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の栄養状態に応じた栄養管理を行っているか。 ・摂食、嚥下機能その他の入所者の身体状況や食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容となっているか。		昭41厚令19第17条第1項	養護条例第17条第1項
(2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況が明らかにされているか。	適・否	業者委託の場合の契約書 検食に関する記録				
(3) 病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けているか。	適・否	栄養出納表				
(4) 入所者の食事は、適切な衛生管理がなされたものとなっているか。	適・否	検食簿等 検便結果記録	・食事提供前に検食が行われ、所見等を記載した実施記録は保存されているか。 ・検食は、適切な状況で保存されているか （原材料・調理済食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器に密封して-20℃以下で2週間以上保存） ・給食関係者の検便は月に1回以上行われているか。		昭41厚令19第17条第1項  社会福祉施設等における食品の安全確保等について  大量調理施設衛生管理マニュアル	

基準等の内容	評価	対象書類	特記事項・留意事項	「否」の場合の備考欄	根拠法令	根拠条例
(5) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降となっているか。	適・否		・食事時間は、適切に行われているか。 夕食は、午後5時以降(6時以降が望ましい)となっているか。 朝食 : ~ : 昼食 : ~ : 夕食 : ~ :		昭41厚令19第17条第1項	養護条例第17条第1項
(6) 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努めているか。	適・否				昭41厚令19第16条第1項	養護条例第16条第1項
<b>第6 生活相談等</b>						
(1) 常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	適・否	入所者に関する書類 相談簿等 運営規程	・常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとり、積極的に入所者の生活の向上を図っているか。		昭41厚令19第18条第1項	養護条例第18条第1項
(2) 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続等について、その者又はその家族において行うことが困難である場合はその者の同意を得て、代わって行っているか。 特に金銭にかかるものについては、書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後は、その都度本人に確認を得ているか。	適・否	代行取扱の要領 同意に関する記録 確認を得た文書	・郵便、証明書等の交付申請手続き等、必要に応じた代行業を原則としてその都度同意を得て実施しているか。 ・金銭に係るものは、事前に書面等により同意を得ているか。 また、代行後はその都度確認を得ているか。		昭41厚令19第18条第3項	養護条例第18条第3項
(3) 常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	適・否	入所者に関する書類 面会記録	・入所者の家族との連携、入所者とその家族との交流等の機会の確保(会報の送付、行事参加の呼びかけ等)に努めているか。 ・面会場所、時間の設定等は適切であるか。		昭41厚令19第18条第4項	養護条例第18条第4項
(4) 入所者の外出の機会を確保するよう努めているか。	適・否	外出の記録	・入所者の生活を施設内で完結させてしまうことのないよう、入所者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めているか。		昭41厚令19第18条第5項	養護条例第18条第5項
(5) 入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行っているか。	適・否	排せつに関する記録 入所者に関する書類	・排泄の経過を把握し、その記録は整備活用されているか。 ・排せつの自立についてトイレ誘導や排せつ介助等必要な援助を行っているか。		昭41厚令19第18条第6項	養護条例第18条第6項
(6) おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えているか。特に夜間の排せつ介助は充分配慮されているか。	適・否	排せつに関する記録	・入所者の心身の状況に適したおむつを提供しているか。 ・おむつ交換は、入所者の排せつ状況を踏まえて実施しているか。			
(7) 褥瘡予防のための方策は確立されているか。また、関係職員に周知徹底され、連携も適切に行われているか。	適・否	入所者に関する書類				

基準等の内容	評価	対象書類	特記事項・留意事項	「否」の場合の備考欄	根拠法令	根拠条例
(8) 入所者に対し、前各項に規定するものの他、離床、着替え、整容等を適切に行っているか。	適・否	勤務体制表	・通常の1日の生活の流れに沿って、入所者の心身状況に応じた日常生活上の世話を適切に行っているか。		昭41厚令19第18条第6項	養護条例第18条第6項
(9) 1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきを行っているか。 また、入浴日が行事・祝日等に当たった場合、代替日を設ける等週2回の入浴が確保されているか。	適・否	入所者に関する書類 入浴に関する記録	・入浴は、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施しているか。 ・入浴の実施にあたっては、事前に健康管理を行っているか。 ・入浴が困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努めているか。		昭41厚令19第18条第7項	養護条例第18条第7項
(10) 教養及び娯楽のための設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行っているか。	適・否	現場確認、設備台帳等 事業計画(報告)書	・入所者の身体的、精神的条件に応じた減退機能の回復訓練又は機能減退防止のために常に参加できるよう機会を与え生活意欲の増進等を図っているか。		昭41厚令19第18条第8項	養護条例第18条第8項
<b>第7 健康管理</b>						
入所時の健康診断及び毎年定期的に2回以上の健康診断を行っているか。	適・否	健康診断記録			昭41厚令19第20条第1項	養護条例第20条第1項
<b>第8 施設長の責務</b>						
(1) 施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	適・否	組織図 業務日誌			昭41厚令19第21条第1項	養護条例第21条第1項
(2) 施設長は、職員に養護条例第7条から第9条まで、第14条から第29条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	適・否				昭41厚令19第21条第2項	養護条例第21条第2項
(3) 施設長は、専任者が確保されているか。 ※他の職務を兼務する場合であっても、兼務が認められる場合は「適」、兼務が認められない場合は「否」とすること。	適・否	運営規程 勤務体制表	・施設長の兼務の状況 同一施設での兼務 ( ) 他施設等との兼務 ( )		昭41厚令19第12条第5項	養護条例第12条第5項
<b>第9 運営規程</b>						
右記の重要事項を内容とする運営規程を定めているか。	適・否	運営規程	<b>【重要事項】</b> <b>こちらチェック願います↓</b> ① 施設の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> ② 職員の職種、数及び職務の内容 <input type="checkbox"/> ③ 入所定員 <input type="checkbox"/> ④ 入所者の処遇の内容 <input type="checkbox"/> ⑤ 施設の利用に当たっての留意事項 <input type="checkbox"/> ⑥ 非常災害対策 <input type="checkbox"/> ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 <input type="checkbox"/> ⑧ その他施設の運営に関する重要事項 <input type="checkbox"/> (身体的拘束を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい) ・①～⑧の記載内容は適切か。		昭41厚令19第7条第1項	養護条例第7条第1項

基準等の内容	評価	対象書類	特記事項・留意事項	「否」の場合の備考欄	根拠法令	根拠条例
<b>第10 勤務体制の確保等</b>						
(1) 入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めているか。	適・否	就業規程 運営規程			昭41厚令19第23条第1項	養護条例第23条第1項
(2) 原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員及び支援員等の配置、施設長との兼務関係等を明確にしているか。	適・否	勤務体制表	<p style="text-align: center;"><u>こちらもチェック願います↓</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引継が可能な勤務体制となっているか。 <input type="checkbox"/></li> <li>・勤務体制が勤務表（原則として月ごと）により明確にされているか。 <input type="checkbox"/></li> <li>・必要事項が記載されているか。 <input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>①従業者の日々の勤務時間</li> <li>②常勤・非常勤の別</li> <li>③生活相談員及び支援員等の配置</li> <li>④施設長との兼務関係等</li> </ul> </li> </ul>		昭41厚令19第23条第1項	養護条例第23条第1項
(3) 職員に対しその資質の向上のための研修の機会を確保しているか。	適・否	研修会資料 研修受講修了証明書 研修計画 研修記録	・内部の研修会や他で実施される研修会の機会を計画的に確保しているか。		昭41厚令19第23条第3項	養護条例第23条第3項
(4) 研修においては、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じているか。（令和6年3月31日までの間は、努力義務）	適・否	研修会資料 研修受講修了証明書 研修計画 研修記録	・義務付けの対象とならない者…各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等とする。		平12老発307第5の9(3)	
(5) 新卒、中途採用を問わず、新たに採用した、医療・福祉関係資格を有さない従業者に対し、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させているか。（令和6年3月31日までの間は、努力義務）	適・否	研修会資料 研修受講修了証明書 研修計画 研修記録				
(6) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  ※パワハラ防止のための措置義務については、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となった。	適・否	就業規則等	<p>●次に掲げる、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講じているか。</p> <p style="text-align: center;"><u>こちらもチェック願います ↓</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 <input type="checkbox"/></li> <li>②相談・苦情対応体制の整備 <input type="checkbox"/></li> </ul>		昭41厚令19第23条第4項	養護条例第23条第4項

基準等の内容	評価	対象書類	特記事項・留意事項	「否」の場合の備考欄	根拠法令	根拠条例
<b>第11 定員の遵守</b>						
居室の定員は、1人としているか。（入所者への処遇上必要と認められる場合は2人とすることができる。）	適・否	入所者名簿 運営規程			昭41厚令19第13条	養護条例第13条
<b>第12 非常災害対策</b>						
(1) 防火管理者を選任しているか。また非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	適・否	消防計画 訓練記録 消防署の検査記録	①自衛消防隊組織図・災害時の分担編成表 （掲示場所） ②避難場所 （） ③避難経路 （避難経路図の周知状況・掲示場所） ④夜間の人員配置について配慮しているか（適・否） （過去の大きな施設火災は夜間に発生しているため）		昭41厚令19第8条	養護条例第8条
① 宿直者を配置しているか。ただし、加配されている夜勤職員のうち1人以上の者を夜間における防火管理の担当者としている場合はこの限りではない。	適・否	所轄労働基準監督署長の許可証 勤務体制表			社会福祉施設における 防火安全対策の強化について 社施第107号局長通知 平12老発214第4の11の(2)	
② 「非常災害に関する具体的計画」は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画となっているか。	適・否	具体的計画			介護保険施設等における利用者の安全確保及び状況	
③ 盛岡市防災マップにおいて、施設が洪水又は土砂災害が想定される地区に立地している場合、避難確保計画を作成し、市へ提出しているか。また、計画に変更があった場合は、変更後の計画を市へ提出しているか。	適・否	避難確保計画			水防法第15条の3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2	
④ 盛岡市防災マップ等により、発生する恐れのある自然災害（地震、洪水、土砂災害、山林火災、火山噴火等）について確認し、掲示しているか。	適・否		・マップは最新のものとなっているか。 ・マップ上の施設に印をつけ、位置を明快にすることが望ましい。			
⑤ 日頃から気象情報等の情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「高齢者等避難」等の避難情報について、どのような方法で収集するか確認しているか。	適・否					
⑥ 盛岡市防災マップ等により、発生する恐れのある自然災害（地震、洪水、土砂災害、山林火災、火山噴火等）を想定した避難訓練を実施しているか。また、避難訓練を実施した場合は、避難訓練結果の記録を整備しているか。	適・否		・夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう訓練を実施しているか。 ・訓練実施後は、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行っているか。			
⑦ 非常食等の予測される物資を備え、保管状況について定期的に点検しているか	適・否		・おおむね3日分の防災備蓄品を備え、その一覧表を保管場所に掲示しているか。 ・防災備蓄品の保管状況について、定期的に点検しているか。			・盛岡市地域防災計画第2章第11節第5

基準等の内容	評価	対象書類	特記事項・留意事項	「否」の場合の備考欄	根拠法令	根拠条例
⑧ 避難、救出その他の訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	適・否		・日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めること。		昭41厚令19第8条第3項	養護条例第8条第3項
<b>第13 衛生管理等</b>						
(1) 入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行なっているか。	適・否	受水槽清掃記録等 医薬品等の管理簿	・入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水の衛生的管理をしているか。 ・医薬品及び医療用具は、入所者の安全が確保される場所に適正に保管されているか。		昭41厚令19第24条第1項	養護条例第25条第1項
(2) 当該養護老人ホームにおける感染症の発生の予防及びそのまん延防止並びに食中毒の発生の防止（以下「感染症の予防等」という。）のための措置を講じているか。	適・否	定期消毒の記録等 衛生マニュアル 食中毒防止等の 研修記録	<p style="text-align: center;"><b>こちらもチェック願います↓</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手指消毒剤の配置、消毒の徹底等を行っているか。 <input type="checkbox"/></li> <li>・感染症対策委員会を設置しているか。 <input type="checkbox"/></li> <li>・感染症対策委員会を定期的（おおむね3月に1回以上）に開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に対し、周知しているか。 <input type="checkbox"/></li> <li>●直近の委員会の開催状況を記載してください。</li> <li>① 年 月 日</li> <li>② 年 月 日</li> <li>③ 年 月 日</li> <li>④ 年 月 日</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の予防等のための指針を整備しているか。 <input type="checkbox"/></li> <li>・支援員その他の職員に対する感染症の予防等のための研修を定期的（年2回以上及び新規採用時）に実施しているか。 <input type="checkbox"/></li> <li>●直近の研修の実施状況を記載してください。</li> <li>① 年 月 日</li> <li>② 年 月 日</li> <li>③ 年 月 日</li> </ul>		昭41厚令19第24条第2項 平12老発307第5の11(2)	養護条例第25条第2項
※訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。	適・否	訓練の記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の予防及びまん延防止のための訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）実施しているか。（令和6年3月31日までの間は、努力義務） <input type="checkbox"/></li> <li>●直近の訓練の実施状況を記載してください。</li> <li>① 年 月 日</li> <li>② 年 月 日</li> </ul>			
(3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。	適・否	保健所の指導の記録	・保健所から助言指導を受けた場合は、適切に改善を行っているか。		平12老発307号第5の11(1)③	
(4) 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するため、適切な措置を講じているか。	適・否		・その発生及びまん延を防止するため、厚生労働省から通知される情報等に基づき適切な措置を講じているか。		平12老発307号第5の11(1)④	

基準等の内容	評価	対象書類	特記事項・留意事項	「否」の場合の備考欄	根拠法令	根拠条例
<b>第14 業務継続計画の策定等（令和6年3月31日までの間は、努力義務）</b>						
(1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、計画に従い必要な措置を講じているか。	適・否	業務継続計画	<p>●業務継続計画には、施設の実態に応じて設定した項目等を記載しているか。</p> <p style="text-align: right;"><u>こちらもチェック願います ↓</u></p> <p>①感染症にかかる業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平時からの備え <input type="checkbox"/></li> <li>・初動対応 <input type="checkbox"/></li> <li>・感染拡大防止体制の確立 <input type="checkbox"/></li> </ul> <p>②災害に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時の対応 <input type="checkbox"/></li> <li>・緊急時の対応 <input type="checkbox"/></li> <li>・他施設及び地域との連携 <input type="checkbox"/></li> </ul> <p>※①及び②を一体的に策定することを妨げるものではない。</p>		昭41厚令19第23条の2第1項	養護条例第24条第1項
(2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	適・否				昭41厚令19第23条の2第2項	養護条例第24条第2項
※研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有し、平常時の対応の必要性や緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。	適・否	研修記録	<p style="text-align: right;"><u>こちらもチェック願います ↓</u></p> <p>●職員に対する研修を定期的（年2回以上及び新規採用時）に実施しているか。 <input type="checkbox"/></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の研修の実施状況を記載してください。</li> <li>① 年 月 日</li> <li>② 年 月 日</li> </ul> <p>※感染症の業務継続計画に係る研修を「感染症の予防及びまん延防止のための研修」と一体的に実施することも差し支えない。</p>		平12老発307第5の10(3)	
※訓練（シミュレーション）は、感染症や災害が発生した場合に迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、実践するケアの演習等を実施するものとする。	適・否	訓練実施記録	<p style="text-align: right;"><u>こちらもチェック願います ↓</u></p> <p>●業務継続計画に基づき、必要な訓練を定期的（年2回以上）に実施し、内容を記録しているか。 <input type="checkbox"/></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の訓練の実施状況を記載してください。</li> <li>① 年 月 日</li> <li>② 年 月 日</li> </ul> <p>※感染症の業務継続計画に係る訓練を「感染症の予防及びまん延防止のための訓練」と一体的に、また、災害の業務継続計画に係る訓練を「非常災害対策に係る訓練」と一体的に実施することも差し支えない。</p>		平12老発307第5の10(4)	
(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画を変更しているか。	適・否	業務継続計画			昭41厚令19第23条の2第3項	養護条例第24条第3項
<b>第15 協力病院等</b>						
(1) 入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	適・否	契約書	・協力医療機関は近距離にあることが望ましい。		昭41厚令19第25条第1項	養護条例第26条第1項



基準等の内容	評価	対象書類	特記事項・留意事項	「否」の場合の備考欄	根拠法令	根拠条例
<b>第18 地域との連携等</b>						
(1) 運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流に努めているか。	適・否	地域交流に関する記録	・地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 (地域の自治会との交流、ボランティアの受入等)		昭41厚令19第28条第1項	養護条例第29条第1項
(2) 運営に当たっては、その措置に関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適・否	受入に関する記録	・介護相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めているか。  ※「市町村が実施する事業」には、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。		昭41厚令19第28条第2項	養護条例第29条第2項
<b>第19 入所者の安全確保</b>						
(1) 日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡を含めた「緊急時対応体制」を構築しているか。	適・否		・防犯に係る責任者を指名するなど、職員の役割分担を明確にしているか。 ・万が一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先、連絡方法（緊急連絡網）を定めているか。		平成28年7月26日厚労省各課長連名通知「社会福祉施設等における入所者等の安全確保について」	
(2) 構築した「緊急時対応体制」はマニュアル化したり、施設内に掲示するなどして、職員に十分周知が図られているか。	適・否		・防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により職員の共通理解を図っているか。			
(3) 門扉、外灯、窓、避難口、鍵等の点検管理等を行うとともに、夜間等における施設の施錠などの防犯措置を徹底しているか。	適・否					
(4) 日頃から警察など関係機関との協力・連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報が可能な体制を構築しているか。（最寄の警察署担当課の電話番号を事務所に掲示しておく等）	適・否		・市町村の施設所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、町内会、防犯協会などの地域団体と連携し、連絡・情報交換・情報共有できる体制をなっているか。 ・関係先の電話番号は見やすい場所に掲示されているか。			
(5) 不審者の発見、防犯対策強化のため、日頃から入所者・利用者等の家族やボランティア、地域住民等との連携体制の強化に努めているか。（不審者情報の提供等）	適・否					

基準等の内容	評価	対象書類	特記事項・留意事項	「否」の場合の備考欄	根拠法令	根拠条例
<b>第20 事故発生時の対応</b>						
(1) 事故の発生又は再発を予防するための措置を講じているか。	適・否	指針  委員会議事録 研修記録	<p style="text-align: center;"><b>こちらもチェック願います↓</b></p> <p>(1) 事故発生の防止のための指針を整備しているか。 <input type="checkbox"/></p> <p>指針に盛り込む項目に不足はないか。          ①施設における介護事故の防止に関する基本的考え方 <input type="checkbox"/>          ②介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項 <input type="checkbox"/>          ③介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針 <input type="checkbox"/>          ④施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうな場合の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 <input type="checkbox"/>          ⑤介護事故等発生時の対応に関する基本方針 <input type="checkbox"/>          ⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 <input type="checkbox"/>          ⑦その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針 <input type="checkbox"/></p> <p>(2) 事故が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備しているか。 <input type="checkbox"/></p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会を定期的開催しているか。 <input type="checkbox"/>          ●直近の委員会の開催状況を記載してください。          ① 年 月 日          ② 年 月 日          ③ 年 月 日</p> <p>(4) 事故発生の防止のための研修を定期的（年2回以上及び新規採用時）に実施しているか。 <input type="checkbox"/>          ●直近の研修の実施状況を記載してください。          ① 年 月 日          ② 年 月 日          ③ 年 月 日</p> <p>(5) 上記(1)～(4)を適切に実施するための担当者を置いているか。 <input type="checkbox"/>          ●担当者名（ ）</p>		昭41厚令19第29条第1項 平12老発307第5の16  昭41厚令19第29条第1項 平12老発307第5の16	養護条例第30条第1項  養護条例第30条第1項
(2) 事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否				昭41厚令19第29条第2項	養護条例第30条第2項
(3) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否	事故に関する記録			昭41厚令19第29条第3項	養護条例第30条第3項
(4) 入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否				昭41厚令19第29条第4項	養護条例第30条第4項

基準等の内容	評価	対象書類	特記事項・留意事項	「否」の場合の備考欄	根拠法令	根拠条例
<p><b>第21 虐待の防止</b></p> <p>虐待防止に関する次に掲げる措置を講じているか。(令和6年3月31日までの間は、努力義務)</p> <p>(1) 虐待防止検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>※当該委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。</p> <p>(2) 虐待の防止のための指針を整備しているか。また、項目に不足はないか。</p> <p>(3) 指針に基づいた研修プログラムを作成し、職員に対し、虐待防止に関する研修を定期的(年2回以上)に実施し、その内容について記録しているか。</p> <p>(4) (1)～(3)までに掲げる措置を適切に実施するための専任の担当者を置いているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>委員会議事録</p> <p>指針</p> <p>研修記録</p>	<p style="text-align: center;"><b>こちらもチェック願います↓</b></p> <p>・委員会は、施設長(管理者)を含む幅広い職種により構成されているか。 <input type="checkbox"/></p> <p>・構成メンバーの責務及び役割分担を明確にしているか。 <input type="checkbox"/></p> <p>・委員会において、次のような事項について検討し、その際に得た、施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等を職員に周知しているか。 <input type="checkbox"/></p> <p>①虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること  ②虐待防止のための指針の整備に関すること  ③虐待防止のための職員研修に関すること  ④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること  ⑤職員が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること  ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること  ⑦前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p> <p>●直近の委員会の開催状況を記載してください。  ① 年 月 日  ② 年 月 日</p> <p>〈指針に盛り込む項目〉 <b>こちらもチェック願います↓</b></p> <p>①施設における虐待の防止に関する基本的考え方 <input type="checkbox"/>  ②虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 <input type="checkbox"/>  ③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 <input type="checkbox"/>  ④虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針 <input type="checkbox"/>  ⑤虐待が発生した場合のに関する相談・報告体制に関する事項 <input type="checkbox"/>  ⑥成年後見制度の利用支援に関する事項 <input type="checkbox"/>  ⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 <input type="checkbox"/>  ⑧入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 <input type="checkbox"/>  ⑨その他虐待の防止の推進のために必要な事項 <input type="checkbox"/></p> <p>●直近の研修の実施状況を記載してください。  ① 年 月 日  ② 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><b>こちらもチェック願います↓</b></p> <p>・年2回以上とは別に、新規採用時においても研修を実施し、実施内容について記録しているか。 <input type="checkbox"/></p> <p>・担当者名 ( )</p>		<p>昭41厚令19第30条 平12老発307第5の17</p>	<p>養護条例第31条</p>

基準等の内容	評価	対象書類	特記事項・留意事項	「否」の場合の備考欄	根拠法令	根拠条例
<b>第22 記録の整備</b>						
(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適・否	職員に関する名簿、履歴書等 設備に関する台帳 備品に関する台帳	・設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しているか。		昭41厚令19第9条第1項	養護条例第9条第1項
(2) 入所者の処遇に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 【諸記録】 ①処遇計画 ②具体的な処遇の内容等の記録 ③身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	適・否	処遇計画書 健康管理の記録等処遇に係る記録 緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等に関する記録 苦情の内容等の記録 事故に関する記録	・入所者に対して行った処遇に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。		昭41厚令19第9条第2項	養護条例第9条第2項
<b>第23 入所者に係る経理事務</b>						
(1) 入所者の所持金を、自己管理が可能なる者についてまで、一律に施設が預り金として管理していることはないか。	適・否	預り金規程 預り金台帳 (総括表) (個別表) (払出預入依頼書) (受領書)	・入所者の金銭、預金等の管理は入所者自身が行うことを原則としているか。 ※ 入所者本人が特に施設に依頼した場合、又は入所者本人が認知症により十分な判断能力を有せず金銭等の適切な管理が行えないと認められる場合であって、身元引受人等の承諾を得たときには、施設において入所者の金銭等を管理することもやむを得ないこと。		昭41厚令19第18条第3項 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(54号通知)	養護条例第18条第3項
(2) 預り金保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等、必要な書類を備えているか。	適・否					
(3) 預り金管理規程を設け、適切な出納管理が行われているか。	適・否					
(4) 入所者の依頼により預り金を保管している場合、預金通帳保管者、印鑑保管者がそれぞれ別に定められ、その保管場所も別々になっており、また、それを保管する金庫等の鍵についても別々に管理されているか。	適・否					
(5) 預り金の出納管理に係る費用を徴収する場合には、その算出根拠を明確にし、適切な額を定めているか。	適・否	預り金規程 運営規程 等	・費用の徴収についての入所者の同意の有・無			
(6) 預り金の出納管理に係る費用は運営規程に定め、重要事項として掲示しているか。	適・否	運営規程				
(7) 預り金の毎月の収支状況及び残高を個人ごとに点検し、入所者及び家族等に知らせているか。	適・否	預り金規程 個人別出納台帳等				
(8) 退去等により、家族等へ預り金を引渡す場合は、引渡書を交付して引受者に内容を確認させるとともに、受領書を徴しているか。	適・否	引渡書				

基準等の内容	評価	対象書類	特記事項・留意事項	「否」の場合の備考欄	根拠法令	根拠条例
<b>第24 職員の処遇等</b>						
(1) 就業規則は整備されているか。 ※職員10人未満の事業者については、就業規則を整備する必要はないが、労働条件の明示や公費等の支出根拠の明確化の観点から、就業規則を整備することが望ましい。	適・否	就業規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則は労働基準法に基づいた適正な内容であるか。</li> <li>・就業規則を労働基準監督署へ届け出ているか。また変更の場合も届け出ているか。</li> <li>・就業規則を職員に周知しているか（事務所内の掲示等の方法による）</li> <li>・就業規則の内容と実態との間に齟齬はないか。</li> </ul>		労働基準法第39条（年次有給休暇）、第65条（産前産後休暇）、第67条（育児休暇）、第68条（生理休暇）、第89条（就業規則の作成及び届出の義務）、第90条（労働組合等の聴取）、第92条（就業規則の法令の遵守）、第106条（就業規則の職員等への周知）	
(2) 非常勤職員を雇用している場合には、非常勤職員就業規則が整備されているか。	適・否	非常勤職員就業規則				
(3) 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者福祉に関する法律に定める育児休業及び労働時間の短縮措置（時差出勤やフレックス制等）を講じているか。	適・否	就業規則の育児休業、介護休業に関する規定 育児休業、介護休業等の実績・記録を証する書類			育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第5条（育児休業）、第11条（介護休業）、第16条の2（子の看護休業）、第23条（事業主の労働時間の短縮措置）	
(4) 給与規程は整備されているか。	適・否	給与規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与規程が整備され、給与規程の必須項目（賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項）が漏れなく規定されているか。</li> <li>・労働基準監督署に届出しているか。</li> <li>・給与規程の内容と実態との間に齟齬はないか。</li> </ul>		労働基準法第15条（労働条件の明示）、第89条（就業規則の作成及び届出の義務）	
(5) 給与、賞与及び諸手当の支給基準が明確であり、基準に従って支給されているか。	適・否	給与規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料表を定めて、給料表に基づき支給されているか。</li> </ul>		労働基準法第15条（労働条件の明示）、第37条（時間外・休日労働、深夜労働、夜勤等の手当）、第89条（就業規則の作成及び届出の義務）	
(6) 賃金台帳は整備されているか。	適・否	賃金台帳			労働基準法第108条	
(7) 賃金から法定外の費用を控除している場合には、賃金控除協定（24協定）を締結しているか。また賃金を口座振込みにより支給する場合には、その旨労働者の同意を得ているか。	適・否	協定書 賃金台帳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金から給食費や親睦会費等の法令に定められている税金、社会保険料等以外の費用を控除する場合には、労働者の代表者等と「賃金控除協定」を締結しているか。</li> <li>・賃金を口座振込みにより支給する場合には、口座振込み同意書を徴収しているか。</li> </ul>		労働基準法第24条（賃金控除協定） 労働基準法施行規則第7条の2（賃金の口座等への振込み）	
(8) 時間外労働及び休日労働に関する協定（36協定）を締結し、労働基準監督署に届出しているか。	適・否	協定書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者の過半数で組織する労働組合の代表者、それがいない場合には労働者の過半数を代表する者との間で時間外労働及び休日労働の協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。</li> <li>・時間外及び休日労働に関する協定は、毎年締結し、更新されているか。</li> </ul>		労働基準法第36条（時間外及び休日の労働） 労働基準法施行規則第16条、第17条（時間外及び休日労働の協定・届出）	

基準等の内容	評価	対象書類	特記事項・留意事項	「否」の場合の備考欄	根拠法令	根拠条例
(9) 宿直又は日直業務に従事させる場合には、労働基準監督署の許可を受けて実施しているか。	適・否	労働基準監督署への申請書及び許可を証する書類 勤務体制表 宿日直の日誌等	・宿直又は日直勤務の現況が許可内容と合致しているか。		労働基準法第41条第3項（労働時間等に関する規定の適用除外） 労働基準法施行規則第23条（宿日直勤務）	
(10) 1年単位の変形労働時間制を採用する場合には、労使協定を締結し、労働基準監督署に届出しているか。	適・否	協定書 勤務体制表	・1年単位の変形労働時間制に関する協定を締結し、労働基準監督署に届出しているか。 ・変形労働時間制が実態と適合しているか。		・労働基準法第32条の4（1年単位の変形労働時間） ・労働基準法第32条	
(11) 職員の採用時には、職務内容、給与等の労働条件を明示しているか。	適・否	雇用契約書 労働条件通知書	・労働契約の締結に際し、労働者に対して次の事項を書面で明示しているか。 ①労働契約の期間 ②就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ③労働時間等 ④賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項 ⑤退職に関する事項 ⑥昇給の有無（口頭でも可） ※非常勤職員には昇給、退職手当、賞与の有無、雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口についても書面等で明示しているか。 ・非常勤職員には、労働条件通知書を交付し、勤務条件を明確にしているか。		労働基準法第15条（労働条件の明示） 労働基準法施行規則第5条（労働時間の明示） 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条（労働条件に関する文書の交付等） 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第2条（労働条件の明示）	
(12) 職員の状況を把握するための各種帳簿は常備されているか。	適・否	各種帳簿	・出勤簿（タイムカード）、出張命令簿、時間外勤務命令簿、休暇処理簿、職員の資格証明書、履歴書、労働者名簿、勤務表は備え付けてあるか。  ※労働者名簿記載事項：労働者の氏名、生年月日、履歴、性別、住所、従事する業務の種類、雇入年月日、退職年月日及びその事由、死亡の年月日及びその原因		労働基準法第107条（労働者名簿） 労働基準法施行規則第53条（労働者名簿）	
(13) ≪従業員50人以上200人未満の場合≫ 衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出しているか。また、衛生委員会を設けているか。  ≪従業員10人以上50人未満の場合≫ 衛生推進者を選任しているか。	適・否	衛生管理者、産業医の選任に関する書類 衛生推進者の選任に関する書類	・従業員50人以上の事業者は、衛生委員会を設置しているか。 （衛生管理者の業務） 労働者の健康障害を防止する措置に関することについて技術的事項の管理 労働者の衛生の教育に関することについての技術的事項の管理 （産業医の業務） 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康保持、作業及び作業環境の維持管理、労働者の健康管理等  （衛生推進者の業務） 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。 施設・設備等の点検及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。		労働安全衛生法第12条（衛生管理者の選任）、第13条（産業医の選任）、第18条（衛生委員会の設置）、第12条の2（衛生推進者の選任）	

基準等の内容	評価	対象書類	特記事項・留意事項	「否」の場合の備考欄	根拠法令	根拠条例
(14) 職員の定期健康診断は適正に実施されているか（夜勤業務従事者は、6箇月ごとの健康診断を実施しているか）。 また健康診断の結果、労働者の健康保持のため必要と認められる場合は適切な措置を講じているか。	適・否	健康診断書の記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の定期健康診断は年1回実施されているか。また、夜勤を行う職員の健康診断は6箇月ごとに行われているか。</li> <li>職員の定期健康診断の未受診者はいるか。定期健康診断項目の不足はないか。</li> </ul>		労働安全衛生法第66条（定期健康診断） 労働安全衛生規則第44条（定期健康診断）、第45条（夜勤従事者等特定業務従事者の定期健康診断）	
(15) 雇用時の健康診断は実施しているか。	適・否	健康診断書の記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>常時雇用する労働者を雇入れる時は健康診断を実施しているか。</li> <li>※医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者について、その者が健康診断の結果を証明する書面を提出した場合は、その項目に係る健康診断は実施しなくともよい。</li> </ul>		労働安全衛生法第66条（定期健康診断） 労働安全衛生規則第43条（雇入時の健康診断） パートタイム労働指針 労働安全衛生法第66条の3（健康診断結果の記録） 労働安全衛生法第100条（健康診断結果の労働基準監督署への報告）、労働安全衛生規則第52条 労働安全衛生規則第613条、第618条	
(16) 非常勤職員についても、健康診断を実施しているか。	適・否	健康診断書の記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常勤職員についても、労働契約上期間の定めのないパートタイマーや1年以上引続き雇用されることが予定されている者で1週間の所定労働時間同種の通常業務の労働者の4分の3以上の者について、健康診断を実施しているか。</li> </ul>			